

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十月五日奈良県指令中土第五〇一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月六日中土第六九一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市常盤町五三九番一及び五四〇番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市木原町一九一番地

株式会社熊本商店 代表取締役 熊本昌樹